

条例第 19 号

宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 3 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
職名		報酬額		職名		報酬額	
		区分	金額（円）			区分	金額（円）
農業委員会	会長	年額	385,000	農業委員会	会長	<u>基本報酬（年額）</u>	385,000
						<u>実績報酬（年額）</u>	72,000以内で規則 で定める額
	会長代理	年額	322,000	農業委員会	会長代理	<u>基本報酬（年額）</u>	322,000
						<u>実績報酬（年額）</u>	72,000以内で規則 で定める額
	委員	年額	257,000	農業委員会	委員	<u>基本報酬（年額）</u>	257,000
						<u>実績報酬（年額）</u>	72,000以内で規則 で定める額
	農地利用最適 化推進委員	年額	227,000	農業委員会	農地利用最適 化推進委員	<u>基本報酬（年額）</u>	227,000
						<u>実績報酬（年額）</u>	72,000以内で規則 で定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。